

7 消安第 248 号
令和 7 年 4 月 14 日

農業資材審議会長

君嶋 祐子 殿

農林水産大臣 江藤 拓

組換え DNA 技術応用飼料の安全性に関する確認に係る諮問について

下記の飼料の安全性について、組換え DNA 技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手續（平成 14 年 11 月 26 日農林水産省告示第 1780 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

記

チョウ目害虫抵抗性ダイズ MON94637 系統

7 消安第4178号
令和7年10月16日

農業資材審議会長
小川 久美子 殿

農林水産大臣 小泉 進次郎

飼料添加物の指定の取消並びに基準及び規格の廃止に係る諮問について

下記の事項について、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28 年法律第 35 号。以下「法」という。）第2条第3項及び第3条第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

記

- 1 法第2条第3項の規定に基づき飼料添加物として指定されている亜鉛バシトラシン及びハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウムの指定を取り消すこと。
- 2 法第3条第1項の規定に基づき定められている飼料及び飼料添加物に係る基準及び規格のうち、亜鉛バシトラシン及びハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウムに係る基準及び規格を廃止すること。
- 3 その他所要の改正を行うこと。

7 消安第4179号
令和7年10月16日

農業資材審議会長
小川 久美子 殿

農林水産大臣 小泉 進次郎

飼料添加物の指定の取消等並びに基準及び規格の改正若しくは廃止に係る諮問について

下記の事項について、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第2条第3項及び第3条第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

記

- 1 法第2条第3項の規定に基づき飼料添加物として指定されているアンプロリウム・エトパベートの指定を取り消すとともに、アンプロリウム単剤として指定し直すこと。
- 2 法第3条第1項の規定に基づき定められている飼料及び飼料添加物に係る基準及び規格のうち、アンプロリウム・エトパベートの基準及び規格を改正すること。
- 3 法第2条第3項の規定に基づき飼料添加物として指定されているアンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリンの指定を取り消すこと。
- 4 法第3条第1項の規定に基づき定められている飼料及び飼料添加物に係る基準及び規格のうち、アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリンの基準及び規格を廃止すること。
- 5 その他所要の改正を行うこと。